国民健康保険における保険料と保険税の現状等について

1. 賦課方式の現状

〇保険料か保険税、どちらを採用するかは保険者の選択
　規定上は、保険料を本則とし、保険税は例外的な扱いとされている（国保法第76条）
〇しかし、実態としては、市町村保険者の大多数が「保険税」を採用
〇大阪府内においては、9割以上の保険者が「保険料」を採用

大阪府 H25年度末	区分	保険者		被保険者	
		保険者数	構成比	被保険者数	構成比
	保険料	39	90.7%	240.0万人	97.2%
	保険税	4	9.3%	6.9万人	2.8%
	合計	43	100.0%	246.9万人	100.0%

（参考）全国 H25年度末	区分	保険者		被保険者	
		保険者数	構成比	被保険者数	構成比
	保険料	231	13.5%	1,583万人	46.3%
	保険税	1,486	86.5%	1,837万人	53.7%
	合計	1,717	100.0%	3,420万人	100.0%

2. これまでの経緯

〇昭和26年　国保税が創設される
〇昭和46年　国保税を存置させる特段の必要性がなく、標準保険料制度創設にあたり、廃止するのが妥当
（「国民健康保険の基本問題に関する懇談会報告」S46.9.23）
〇昭和62年　原則、国民健康保険税を廃止し、全国一律の標準保険料を設定するよう検討されるべき
（「国保問題懇談会報告」S62.12.19）
〇平成7年　市町村の事務処理体制への影響等にも十分配慮しつつ、保険料への移行に向けて、今後具体的な検討を行っていくことが適当である　（「医療保険審議会国民健康保険部会」H6.12.9）
〇平成8年　保険料と税の関係を整理し、市町村事務処理体制に十分配慮しつつ、保険料への移行に向けて検討を急ぐことが必要　（「建議書」H8.12.6）
〇平成11年　各保険者の主体的な判断による「保険税」から「保険料」への移行を進めていくとともに、制度的な「保険料」への移行を義務付けることは、保険者である地方公共団体の意見を踏まえ進めていく　（「国民健康保険税の保険料移行に関する検討会報告書」H11.7.14）

保険料と保険税の相違点

	保険税	保険料
根拠法	地方税法	国保法
課税団体（保険者）	市町村、特別区	市町村、特別区、広域連合、国保組合
標準課税（賦課） 総額	地方税法に規定	国保法施行令に規定
課税（賦課） 限度額（H27）	基礎52万、後期17万円、介護16万円	基礎52万、後期17万円、介護16万円
税（料）率	条例に規定 ※税率決定、変更の場合も都道府県知事へ協議不要	市町村長が告示
低所得者への減額	地方税法及び施行令に算定根拠を示す	国保法施行令に規定
徴収方法	地方税法に規定	国保法及び地方自治法に規定
徴収の特例（仮徴収等）	地方税法の規定により条例で定める	国保法の規定により条例で定める
徴収手続	地方税法に規定	地方自治法、同施行令及び条例に規定
徴収にあたる者	徴税吏員のみ	吏員以外にも、嘱託等でも可
課税（賦課）権の期間制限	３年	規定なし（※）
徴収権・還付請求権の消滅時効	５年	２年
徴収権の優先順位	国税及び他の地方税と同順位	国税及び地方税に次ぐ
不服申立て	課税団体（市町村長）に対し、異議申立て	国保審査会に対し、審査請求
その他（保険料減額、督促手数料等）	地方税法に規定	国保法の規定により条例で定める

※ 更生・決定に係る直接の定めはないが、法110条において徴収権について2年の消滅時効が定められていること、保険料に係る法規定は賦課権と徴収権について特段区分して定めたものではないと解されることから、2年の期間制限を受けると解される。